

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年7月26日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司
8番 安達 芳紀 10番 小野 博 11番 渡沢 寿
12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
7番 本間 仁一
4. 遅刻通告委員 1名にして氏名は次のとおり
9番 佐藤 一志
5. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二
同 上 事務局 長 補佐 山内 美穂
同 上 農地 係 長 嶋貫 信一郎
6. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第10号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 議第31号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第33号 非農地証明願に対する可否について

(開会：ときに午後1時30分)

7. 会議の要領
議長（高橋会長）

令和3年7月19日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は11名であります。なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、7番本間仁一委員の1名であります。また、遅刻する旨の届出があった委員は、9番佐藤一志委員の1名であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。12番伊藤圭一委員、13番鈴木正徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 12番 伊藤 圭一 委員
13番 鈴木 正徳 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第10号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第10号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年6月28日付け農第354号で、南陽市長から本委員会に対し、7月1日付けで7件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第10号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 議第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第31号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転3件、使用貸借権1件、合計4件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第31号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページと4ページになります。はじめに、3ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。
1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 353㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 310㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
なお、■■■■は、現在の経営面積が2,971㎡で、下限面積3000㎡に満たないため、6月25日の新規就農審査会で審議いただき、6月26日付けで認定となっていることを申し添えます。
3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲畑 958㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
次に、4ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。
4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外30筆 田 13,113.3㎡ 畑 8,119㎡ 合計21,232.30㎡を再設定の20年契約となっております。以上です。

議長（高橋会長） ここで、議題31号 1番から3番までの所有権移転に係る現地調査について、担当委員より報告をお願いします。
はじめに、1番の現地調査については、鈴木雄一推進委員の担当地区となっておりますが、本件の譲受人当事者となることから、代わりに私が現地調査を行いましたので、私から報告いたします。

議長（高橋会長） 昨日現地へ行って見てまいりました。
作付けはされておりましたが、草刈りなどの管理はされており、問題ないと思います。

議長（高橋会長） 次に、2番の現地調査については、高橋茂推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 高橋茂推進委員より、新規就農審査会が6月25日に開催されましたが、その前段に農地を確認していただいております。現在作付けはされておられませんけれども、今後果樹を植えるために整地がされており草刈り等の管理もされていた、とご報告を頂戴しております。以上です。

議長（高橋会長） 次に、3番の現地調査については、高橋隆推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 高橋隆推進委員より、本日電話をいただきまして、申請地については作付け等されておませんが、高橋武一さんの園地の手前側に位置する農地となっており、現在草刈り等の管理を高橋さんが担っている、というような状況でございます。そちらの農地を譲り受けることを確認してきた、とご報告をいただいております。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入りますが、議第31号について一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第6 議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第32号について、ご説明申し上げます。議案書は5ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 田3.13㎡を所有権移転し、道路敷地とするため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑191㎡を所有権移転し、雪捨場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、既存敷地の拡張であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 外1筆 田、現況畑 合計1,045㎡を所有権移転し、資材置場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第32号 1番から3番までの全3件に係る現地調査について、6番 渡部基司委員より、報告をお願いします。

6番
（渡部基司委員）

7月19日に、私と本間委員、安部事務局長、嶋貫係長の4名で、5条3件の現地調査を行ってまいりました。

1番の案件につきましては、■■■■が市道の改良工事を行った際に道路の境界を越えて側溝を入れてしまったために、申請があったようです。既に側溝が整備されているため、申請書に始末書が添付されていることを確認いたしました。この土地は■■■■が取得した後に、市へ寄付される予定だということです。

2番3番の案件につきましては、申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

1 2 番
（伊藤圭一委員） 1 番の案件について、道路境界を越えたことに最初に気付いたのは誰ですか。

嶋貫農地係長 申請にいらしたのは■■■■で、■■■■のほうでも転用の予定がある土地のようでした。そういったところも含めて立会いをしたところ、はみ出しているのではないかという話になって、市の建設課に■■■■から市へ寄付のお話があったようですが、建設課ではきちんと転用の許可を取って■■■■が取得した後に寄付するよう指導したということで、両者の確認の上で発見されて分筆登記まで行った上で申請があったという状況になります。

議長（高橋会長） ほかに質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第 7 議第 3 3 号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第 3 3 号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第 2 条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し 1 件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第33号につきまして、ご説明します。
議案書は6ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲
▲ 登記地目が畑 249㎡ について、明治42年頃に土蔵を建築
して、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断
できます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第33号の現地調査について、6番 渡部基司委員より、
報告をお願いします。

6番 7月19日に、私と本間委員、安部事務局長、嶋貫係長の4名で、
(渡部基司委員) 非農地1件の現地調査を行ってまいりました。

この案件につきましては、申請のとおりであったことをご報告申し
上げます。

議長（高橋会長） これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませ
んか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、願出のとおり証明す
ることが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願出のとおり証明することに決しま
した。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたし
ました。

よって、令和3年7月19日付け南農委告示第7号をもって招集い
たしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会：ときに午後1時46分)

(遅刻の通告のあった佐藤一志委員は欠席)